

第7回 総社市再出発制度改革委員会（概要）

平成26年8月28日（木）

本庁2階 会議室

10:00～12:05

出席委員：5名（欠席 平松委員）半数以上の出席であり委員会は成立

委員会公開の確認

本日の委員会を公開することを委員相互で確認

【審議事項】

（1）設計価格、予定価格など入札に係る情報の公表可否と時期

（事務局 説明）

県下15市の状況、他市で最近改正した状況、並びに総社市におけるこれまでの経過を資料に基づき説明

（委員意見）

- ・国の指針通り事前公表は控えるべき。
- ・事後公表が原則だと考える。しかし、他の自治体でも不正行為の予防策として事前公表など各自治体で出来る工夫をしているのでは。
- ・設計価格の事前公表は業者間の談合を助長するという考えもある、そのため事後公表に改めるべき。
- ・設計価格を事前公表しているが、電子入札システムでは指名業者がどこなのか入札執行後まで分からない。業者間談合は難しいのでは。
- ・予定価格、最低制限価格を事前公表すると、単なるくじ引きとなるのでは。

- ・設計価格を事前公表すると最低制限価格の近似値が推測できる。
- ・今回の事件で業者が探ろうとした価格は何か？
 - 設計価格
- ・設計価格を探ろうしたため、平成26年1月から事前公表に変更したのか？
 - そのとおり。
- ・事前公表するメリットは？
 - 職員を守るため。
- ・事件が発生した後に改正したことは。
 - 設計価格を事前公表としたこと、最低制限価格の変動幅を拡大した。
- ・事前公表にしたとしても全業者に分かることなので、ある意味で公平性は確保されているのでは。
- ・事前公表は落札率を低くするため、行政改革の一環で行われたと思う。
- ・事前公表しなくても、金額抜きの設計書が開示されているので、業者は各自の積算システムで設計価格の近似値を算出出来る。
- ・国の指針も事前公表を推進したり、事後公表を推進したりと様々。
- ・入札とは何か、という原点に立ち返り議論すべきでは。

(まとめ)

設計価格、予定価格、最低制限価格を事前又は事後に公表することのメリット、デメリットを事務局で整理して欲しい。それを基に次回再討議したい。

(2) 指名選定と市内産業の振興

(事務局 説明)

総社市の現状として、指名選定の留意事項、新規業者の取扱い、建設業組合からの要望、事件の背景、加えて他市で当該審議事項に類似する議論経過や方針を資料に基づき説明

(委員意見)

- ・各自治体で企業数や規模は異なる。総社市での独自判断になるのだろう。税金の循環という観点から言えば、市内業者の振興という考えは大切。
- ・災害応急など非常時のことを考えれば、市内業者の育成という考えは継続して欲しい。
- ・業者数とマーケットの関係は？
 - 市発注の工事に頼る部分は大きいと思う。
- ・市内業者への発注割合は？
 - 概算だが、件数割合で90%位だと思う。
- ・育成も大切だと思うが、競争原理を働かせることも重要。その意味では長期スパンで育成ということを考えた方が良いのでは。
- ・「総社市建設工事請負業者選定に関する運用基準」第2条に規定されている「市内業者のなかから・・・」という表現は、競争原理を働かせる主旨で改めた方が良いでしょう。

(まとめ)

税金の循環という観点、災害など非常時の事を考慮し、市内業者育成・市内産業の振興という配慮は必要と考える。

(3) 報告書のまとめに向けた確認

(事務局 説明)

報告書作成の準備として項目ごとの論点整理を、村本委員が前回提案された「検討シート」をベースに、項目整理し、「現状」、「問題点」、「対策又は改善点」という欄に区分し、これまでの意見を纏めた。加筆、修正する部分が有るとされる為、意見を頂戴し、これを基に報告書(答申)を作成して行きたい。なお、報告書は、大きく「事件の概要」「制度上の課題点」「対策、提言」という構成を考えている。

(委員意見)

- ・建設部の移動に関する項目を追加して欲しい。
- ・監査の指摘事項をホームページで公表する項目の追加をお願いしたい。
- ・監査の指摘事項に対する担当課の抽象的な回答(措置)を改める事が課題と思う。

その他

- ・随意契約に関する議論が出来ていない。次回に予定してはどうか。

閉会

次回委員会について

日時：第8回 平成26年9月24日(水) 午前10時から